

国内経済要録

◇貸出限度額適用制度における高率適用の廃止

本行の貸出限度額適用制度については、従来貸出限度額の範囲内の貸出であっても、限度額の8割相当額をこえる貸出に対しては、公定歩合の日歩1厘高の高率を適用する扱いとしていたが、7月1日から、この扱いを廃止することとなった。なお、貸出限度額をこえる貸出に対する特別高率(公定歩合の日歩1銭高)の適用は存続する。

◇政府短期証券の発行割引歩合の引下げ

政府は、政府短期証券の発行割引歩合を日歩1厘引き下げ、日歩1.55銭とし、6月24日発行分から実施した。これに伴い本行は、市中金融機関、短資業者、または政府機関との間で政府短期証券を売買する場合の割引歩合を、日歩1厘引き下げ(新歩合1.55銭)、同日発行分から実施することとした。

なお、政府短期証券割引歩合の変更は、33年9月以来4年9ヶ月ぶりのことである。

◇米ドル建輸入ユーザンス金利の改訂

本邦側甲種外国為替公認銀行は、米国における一流銀行引受手形(B.A.)レートが6月4日から年利16%引き上げられ3%となったのに伴い、米ドル建輸入ユーザンス金利をこれにスライドして一律年利16%引き上げ、6月6日から実施した。新金利は次のとおり。

	一般	サービス
3か月物%付輸入 ユーザンス金利	年利5.875% 以上	年利5.625% 以上
3か月物%なし輸入 ユーザンス金利	年利6.125% 以上	年利5.750% 以上
4か月物は3か月物の各1%高		

◇大蔵省の特利預金整理に関する通達

大蔵省は、先般実施した特利預金に関する特別検査の結果などにかんがみ、各金融機関に対し6月17日付で、大要次の通達を行なった。

- (1) 特利預金は6月21日の猶予期限までに必ず整理すること。
- (2) 万一整理が済まなかった場合は、6月末現在で1件ごとに未整理の理由および今後の整理計画などを記載した報告書を作成し、7月20日までに提出すること。なお、都道府県知事の管下にある農業協同組合お

よび信用組合に関しては、知事に対し、特利預金の整理促進方指導するよう依頼した。

◇証券金融会社の貸借日歩の引下げ

証券金融会社3社は、融資残が高水準を続けていたため、3月、4月の公定歩合引下げに際して、その貸借取引貸付(融資および貸株)金利を据え置いていたが、このところ融資残も減少してきたので、6月24日貸借約定分からその金利を日歩2厘引き下げた。この結果、実行金利は融資日歩2銭2厘、貸株日歩1銭2厘となった。

◇株式元本、果実などの送金緩和

大蔵省は、IMF8条国移行後における外国資本の果実送金の自由化、およびO E C D加盟に伴う資本取引の自由化に対処し、7月1日から次の措置をとることとした。

- (1) 従来非居住者が元本および果実の送金保証を希望しないで本邦株式を取得する場合(いわゆる円ベース投資)は外資法などの認許可を要せず自由取得を認め一方、元本および果実の送金は認めない扱いとしてきたが、取得について新たな外資法の認可(外貨による取得)、または為替管理法上の許可(非居住者預金払出円による取得)を要することとともに、上記取得にかかる株式の配当金はすべて送金自由とする。また外貨による取得分については本行の許可により元本の送金も認める。
- (2) 従来非居住者の在日支店などの利潤送金は外銀を除き認めなかったが、今後設置される支店などについては所定の手続きを経たものにつき送金を許可する。

なおすでに設置されている支店などについては実態を調査のうえ、別途処理する。

◇預金代理店制度の復活

大蔵省は、銀行店舗の設置対象となり得ない地域における預貯金の受け入れの便宜をはかるため、このほど預金代理店の設置を認めることになった。この預金代理店は、原則として地方銀行に対してのみ認められ、①設置場所は本店所在都道府県内であること(当分の間、かつて営業所または代理店が設置されていた地区、ないしは現在の営業所を廃止して設置する場合に限る)、②代理店主は身元、信用が確実であり、かつ、金融機関業務の経験がある個人に限ること、③取扱業務は預貯金(当座預金を除く)の受扱に限ること。

なお、預金代理店制度は、戦前にもあった制度であるが、昭和24年以降廃止されていた。